

杉並区健康づくり応援店の拡充等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区では、健康づくり推進条例の目標の一つである社会環境の整備の一環として、健康的な食生活を支援する「杉並区健康づくり応援店」を地域に増やしています。

区民の誰もが、自分にあった健康的な食事を選択できるように、区内飲食店や惣菜店等で提供する食事を計量・栄養計算により健康的なメニュー（以下、「ヘルシーメニュー」という。）へと提案し、創意工夫によって表示媒体を作成し区民にわかりやすく掲示及び普及を行います。

これら一連の業務については、専門的な知見と経験を有し、創造力、企画・開発力に優れ、地域に展開できる事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区健康づくり応援店の拡充等業務

(2) 業務内容

別添「杉並区健康づくり応援店の拡充等業務委託概要」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日 まで

(4) 事業規模（概算額又は上限額）

二百九十万円

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けている場合はその旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」）などを提出すること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (7) 管理栄養士又は栄養士の資格を有する者を、業務責任者として配置できること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和3年5月14日（金）
質問受付	令和3年5月21日（金）午後5時まで
質問回答	令和3年5月27日（木）以降に杉並区役所ホームページにて公開します
企画提案書等提出期間	令和3年6月9日（水）午後5時（必着）
第一次審査 （書類審査）	令和3年6月中旬 ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。
第二次審査 （企画提案、ヒアリング審査）	令和3年7月上旬 ※必要により実地調査を実施します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和3年7月中旬に通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにより提出してください。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスを併記してください。

(2) 受付先

「10担当課」に同じ。

(3) 受付期限

令和3年5月21日（金）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年5月27日（木）以降に杉並区役所ホームページにて公開します。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

ア 別紙「提出書類一覧」のとおりです。

イ 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(4) 提出先

「10」に同じ。

(5) 提出期限

令和3年6月9日（水）午後5時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区健康づくり応援店の拡充等業務選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
業務遂行力	業務の遂行体制は妥当か スケジュール管理がきちんとできるか

業務実績	類似業務の請負実績があるか
------	---------------

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
外食・中食を通じた健康づくり業務の理解度	社会経済の変化と食環境の実態を踏まえた、社会環境の整備への理解 杉並区の飲食店、惣菜店等の実態や健康的な食環境の整備における課題を理解しているか
業務に対する取り組み姿勢	区の基準や仕様書に基づき、業務を真摯に成し遂げるよう努力する姿勢と意欲があるか
提案内容の妥当性	地域や店の業種の特徴を捉えて、各店舗が主体的に区民の健康を応援するように担当者が働きかけを行うことができるか
	飲食店等の参加拡大が確実に執行するよう、計画性、具体性、実効性のある提案となっているか
	ヘルシーメニューの利用率が向上するような仕組みと働きかけに向けて効果的な実施手順や手法が取れるか
	独創的で特色あるアイデアが盛り込まれているか
	新型コロナ感染症等の緊急事態宣言により飲食店の訪問等の活動が制限された場合の対応についてアイデアが盛り込まれているか。
資料調整能力	企画提案書は分かりやすいか
費用対効果	コストは妥当か
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に説得力があるか ・論理的か ・質問の受け答えが的確か (経営状況等及び企画提案に対する評価を含む。)

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定会議で第一次審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

イ 第一次審査の結果は、令和3年6月中旬に通知します。

ウ 第二次審査（ヒアリング審査）※必要により実地調査を実施

第一次審査通過者に対し、選定会議が第二次審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次審査及び第二次審査の審査配点総合計の6割以上を取得し、最も高い点数を得た事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和3年7月中旬に通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合。
特に選定委員会設置から区が意思決定するまでの間、プロポーザル参加者（参加予定者の関係者を含む。）が、選定委員及び本プロポーザルに関する区職員と故意に接触（書類の提出や要領に定められた質問等の正当な行為を除く）することを禁じます。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 本件の契約期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までですが、選定会議において履行評価等の結果から業務が適切に行われていると判断した場合は、契約期間（1年間）を最大4回まで更新できるものとします。
ただし履行評価等の結果が良好であっても更新回数を減ずることがあります。

10 担当課（問い合わせ先）

杉並区杉並保健所健康推進課健康推進係 担当：宿南
所在地：杉並区荻窪5-20-1（杉並保健所2階）
電話：03-3391-1355

F A X : 0 3 - 3 3 9 1 - 1 3 7 7

E-mail : kenkosuisin-k@city.suginami.lg.jp

提出書類一覧

No.	提出書類（例示）	様式	提出部数
1	（事業者概要） 事業概要、会社案内	任意様式	6（正1福5）
2	（経営状況） 令和元年度分の財務諸表 （収支決算書、貸借対照表、損益計算書、 キャッシュフロー計算書	写し	2（正1福1）
3	（業務遂行能力） 業務責任者の業務歴・資格、配置体制図、 業務従事予定職員の人員・資格 等	任意様式	6（正1福5）
4	（業務実績） 官公庁や民間での同種・類似業務の実績 一覧（発注者名、業務内容、金額、契約 期間、事業成果等）	任意様式	6（正1福5）
5	（企画提案内容） 企画提案書【様式2-1】【様式2-2】 ※【様式2-2】については、任意の様式 で結構ですが、【様式2-2】に掲げる項 目は、必ずご記入願います。	様式2-1 様式2-2	6（正1福5）
6	（納税証明書） 納税証明書（法人税、法人事業税及び 地方法人特別税、消費税及び地方消費 税） ※国税及び地方税の未納がないことを 証明するもの ※発行後3ヶ月以内のもの	写し	2（正1福1）
7	（費用対効果） 見積書（積算内訳書含む）	任意様式	6（正1福5）

注意事項

- ① 提出部数は、正本と副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。
- ② 副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ③ 提出書類は、A4縦とし、通しのページ番号を付けてください。
- ④ 見積書は任意様式とします。「杉並保健所長」宛てに提出してください。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載してください。

杉並区健康づくり応援店の拡充等 業務委託概要

1 業務名

「杉並区健康づくり応援店の拡充等業務」に係る業務委託

2 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

杉並区内全域

4 業務目的

この事業は、健康づくり推進条例に基づく社会環境の整備の一環として、杉並区健康づくり応援店（以下、「健康づくり応援店」という）の拡充を図るものである。

この事業により、区民が自ら健康的な食事を選択できるように、区が定める基準を満たす健康的な食事（以下「ヘルシーメニュー」という）を提供する店を増やし、食環境を整備することを目的とする。

5 業務内容

(1) 杉並区健康づくり応援店実施要綱（以下「要綱」という。）に基づくヘルシーメニューを提供する「ヘルシーメニュー店」の新規登録店拡大に向けた活動。

① 対象及び拡大店舗数の目標

区内の飲食店及びコンビニ等で食事(弁当を含む)を提供する店舗(以下「飲食店等」という。)概ね300店 に事業の普及啓発を行い、令和3年度の新規登録数概ね20店の拡充を目指す。

② 取組方法

ア 飲食店等に対し、健康的な食事の重要性についての普及啓発と健康づくり応援店事業の案内及び新規登録勧奨を行う。

イ 申込のあった飲食店のヘルシーメニューの分量や栄養成分を分析し、ヘルシーメニューの開発指導及び表示媒体の作成を行う。

ウ 取り組んだ新たなヘルシーメニュー店を訪ね、ステッカー及び表示媒体の掲示、ヘルシーメニューの提供等について店の実施状況を確認し、基準の維持及び区民への普及に向けてフォローを行う。

(4) 研修の実施

事業者は、当該事業の従事者に対し研修を実施し、必要な知識や技術の向上を図ることとする。

(5) 健康管理

事業者は、従事者の健康管理に十分留意すること。

(6) 事業に関連する飲食店の情報、指導及び支援データの取扱

申込書、指導経過の記録、栄養計算データ、表示媒体、飲食店等の情報等事業に関するすべてのデータは、登録基準がそろった段階で、電子媒体、紙媒体に関わらず速やかに区に提出することとする。

6 業務履行の質の確保

受託事業者は、当該業務を実施するにあたり、業務の安定した履行を確保するため、様々な観点から、質を高める取組みを行うよう努めなければならない。

このため区は、「履行評価基準」に基づき、受託事業者の履行状況を評価するものとする。

7 事業報告及び評価

受託者は、受託業務の評価及び実績報告を、次のとおり行わなければならない。

(1) 健康づくり応援店取組み状況等報告（毎月末〆、翌月 10 日締切）

各取組み店について、下記をセットにして報告する。

- ・健康づくり応援店申込書兼台帳
- ・取組スケジュール表
- ・相談記録
- ・栄養表示、栄養計算の根拠
- ・飲食店の表示媒体（メニュー写真、店の紹介を含む）
- ・健康づくり応援店取組状況報告書

(2) 年間の実績及び評価の報告（年度末）

8 特記事項

(1) 営業活動及び特定の物品や事業者の宣伝は禁止する。

(2) 企画・運営、ヘルシーメニューの決定、表示の作成等取組前、取組中など履行に関して区と十分協議をしながら進めること。

(3) 履行の過程で収集した情報、栄養計算、表示媒体等の成果物、著作権は区に全て帰属するものとする。

(4) 仕様書に定めた事項又は定めのない事項につき疑義が生じたときは、受託者と区で協議のうえ別途定めるものとする。